

スポーツ教室開設に伴う委託費積算基準

□指導者謝金

指導者	1,000円/h × 実施時間数
助手	500円/h × 実施時間数

*標準として、1教室に指導員1名、助手2名体制とする。

(例) ○○教室として12時間開催した場合

指導者	1,000円/h × 12時間 × 1名 = 12,000円
助手	500円/h × 12時間 × 2名 = 12,000円
謝金合計	24,000円

□通信、消耗品等

参加人員	2～5人	3,000円
	6～10人	6,000円
	11～15人	9,000円
	16～20人	12,000円

□使用料が発生する場合、上記の金額に使用料(実費用額)を加算する。ただし、委託費の上限額を40,000円としているので、40,000円を超えた場合は40,000円を支給する。

事 務 連 絡
平成27年6月17日

各加盟団体事務局 様

大木町体育協会
事務局長 井上勝己

スポーツ教室開設に伴う委託料積算基準について

先般開催いたしました加盟団体合同部会におきましてご意見がございました。スポーツ教室開設における委託料について、算出基準を明確にしてほしいとのことでしたので、事務局において一定の整理を行い、別紙のとおりとさせていただきますので、開設に向けての参考としてください。なお、連絡が遅れましたことをお詫び致します。

なお、加盟団体への助成金交付については、合同部会でお知らせいたしましたとおり6月24日（水）に交付致します。当日受け取りができない方は、あらかじめ24日以降で受け取り可能日を事前にご連絡頂きますようお願いいたします。

また、申請書提出がなされない場合、助成金交付額の確定ができませんので未提出の団体は早急に提出をお願いしますとともに、申請が遅れた場合は必然的に交付も遅れることとなりますので、念のため申し添えます。